

## 高岡地区広域圏事務組合行政組織規則

平成5年2月10日規則第1号  
改正 平成6年3月31日規則第1号  
改正 平成8年3月31日規則第1号  
改正 平成10年3月31日規則第1号  
改正 平成14年3月27日規則第1号  
改正 平成15年3月26日規則第1号  
改正 平成17年11月1日規則第3号  
改正 平成19年3月29日規則第5号  
改正 平成22年3月31日規則第1号  
改正 平成24年3月31日規則第1号  
改正 平成26年3月31日規則第4号  
改正 平成26年9月30日規則第6号  
改正 平成28年3月29日規則第1号  
改正 平成29年3月28日規則第1号

### (趣旨)

第1条 この規則は、高岡地区広域圏事務組合（以下「組合」という。）の組織、分掌事務及び職制に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 組合に事務局を置く。

- 2 事務局に総務課を置く。
- 3 事務局に次の事業機関を置く。

環境分析センター

高岡広域エコ・クリーンセンター

### (会計管理者の補助組織)

第3条 会計管理者の権限に属する事務を処理させるため、会計課を置く。

### (総務課の分掌事務)

第4条 総務課は、高岡地区広域圏事務組合規約（平成5年富山県指令4地第942号。以下「規約」という。）第3条第1号に掲げる事務を分掌する。

2 前項に掲げるもののほか、総務課は、次の各号に掲げる事務を分掌する。

- (1) 組合議会及び監査に関すること。
- (2) 理事会及び幹事会に関すること。
- (3) 高岡市、氷見市及び小矢部市との連絡、調整に関すること。
- (4) 公印の管理に関すること。
- (5) 予算及び決算に関すること。
- (6) 条例、規則等に関すること。

- (7) 職員の人事及び給与に関すること。
- (8) 工事請負及び調査、測量、設計その他の業務委託の契約に関すること。
- (9) 建設業者選考委員会に関すること。
- (10) 環境分析センターの予算の執行管理に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、事業機関の所管に属さない組合の事務に関すること。

(環境分析センターの分掌事務)

第4条の2 環境分析センターは、規約第3条第2号に掲げる事務を分掌する。

(高岡広域エコ・クリーンセンターの分掌事務)

第5条 高岡広域エコ・クリーンセンター（以下「クリーンセンター」という。）は、規約第3条第3号に掲げる事務を分掌する。

2 前項に掲げるもののほか、クリーンセンターは、次の各号に掲げる事務を分掌する。

- (1) クリーンセンター施設の周辺環境の調査及び保全に関すること。
- (2) クリーンセンター施設の周辺地域の振興及び地域計画に関すること。
- (3) 高岡地区広域圏事務組合が処理する家庭系一般廃棄物のうち高岡市、氷見市及び小矢部市が収集する燃やせるごみの焼却に係る手数料条例（平成26年高岡地区広域圏事務組合条例第3号）に基づく事務に関すること。

(事務局長)

第6条 事務局に事務局長を置く。

2 事務局長は、上司の命を受け、組合の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(事務局次長及び参事)

第7条 必要に応じ、事務局に事務局次長及び参事を置くことができる。

2 事務局次長は、上司の命を受け、事務局長を補佐し、組合の事務を調整し、及び所属職員を指揮監督する。

3 参事は、上司の命を受け、特命事項を処理する。

(課長及び所長)

第8条 課（総務課及び会計課をいう。以下同じ。）に課長を置く。

2 環境分析センター及びクリーンセンターに所長を置く。

3 課長及び所長は、上司の命を受け、分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(副課長及び副所長)

第9条 必要に応じ、課に副課長を置くことができる。

2 必要に応じ、環境分析センター及びクリーンセンターに、副所長を置くことができる。

3 副課長及び副所長は、課長又は所長を補佐して所属職員を指揮監督し、課長又は所長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 前項に定めるほか、副課長及び副所長は、上司の命を受け、担当事務又は特命事項を処理する。

(主幹及び副主幹)

第10条 必要に応じ、課、環境分析センター又はクリーンセンターに主幹及び副主幹を置くことができる。

2 主幹及び副主幹は、上司の命を受け、担当事務又は特命事項を処理する。

(主査及び総括主査)

第10条の2 必要に応じ、課、環境分析センター又はクリーンセンターに主査及び総括主査を置くことができる。

2 主査及び総括主査は、上司の命を受け、事務を処理する。

3 前項に定めるほか、主査又は総括主査のうち課長又は所長が指定する者は、課長又は所長が指定する範囲の事務を掌理し、課長又は所長が指定する職員を指揮監督する。

(その他の職員)

第11条 第6条から前条までに規定する職のほか、課、環境分析センター又はクリーンセンターに次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務はそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
主任	上司の命を受け、事務を処理する。
主事 事務員	上司の命を受け、事務に従事する。
技師 技術員	上司の命を受け、技術に従事する。
主任技士 技士	上司の命を受け、技能的職務に従事する。

(併任)

第12条 第6条から前条までに定める職員のうち、一部は他の地方公共団体の職員をもって充てることができる。

(細則)

第13条 この規則に定めるもののほか、組合の組織等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 第2条第2項中「検査係」とあるのは、平成5年3月31日までの間、「業務係 検査係」とする。

附 則 (平成6年3月31日規則第1号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月31日規則第1号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月31日規則第1号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月27日規則第1号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月26日規則第1号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年11月1日規則第3号)

この規則は、平成17年11月1日から施行する。

附 則（平成19年 3 月29日規則第 5 号）

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 3 月31日規則第 1 号）

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 3 月31日規則第 1 号）

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 3 月31日規則第 4 号）

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 9 月30日規則第 6 号）

この規則は、平成26年10月 1 日から施行する。

附 則（平成28年3月29日規則第 1 号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月28日規則第 1 号）

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。